



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年2月28日火曜日 第2346号

◇ 目 次 ◇ 告 示

不健全な図書類等の指定.....	119
化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準.....	121
医療機関の指定.....	150
介護機関の指定.....	150
施術機関の指定.....	150
指定医療機関の廃止の届出.....	150
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	150
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	151
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	151
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更(2件).....	152
指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の変更.....	152
指定介護機関(介護予防事業者)の変更(2件).....	153
指定介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の変更.....	153
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	153

指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	154
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	154
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更.....	154
指定相談支援事業者の指定.....	155
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	155
建設業者の営業の停止命令.....	155
港湾施設の概要.....	156
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	156
道路の区域変更(一般国道194号).....	156
道路の供用開始(").....	157
道路の区域変更(県道壬生川新居浜野田線).....	157
道路の供用開始(").....	157
指定道路の指定(2件).....	157

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	158
-------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第237号

愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成24年2月28日

愛媛県知事 中村時広

図書类等

種別	番号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	指定の理由
図 書	23 001	ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL	平成24年3月号	KKベストセラーズ	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	23 002	DMM	平成24年1月21日発行	株式会社ジーオーティー	
"	23 003	特選べっぴん若妻	平成24年3月号	株式会社サンデー社	
"	23 004	NAO DVD	平成24年3月1日発行	三和出版株式会社	
"	23 005	ニャン2倶楽部Z	平成24年2月1日発行	株式会社コアマガジン	
"	23 006	スーパー写真塾	平成24年3月1日発行	株式会社コアマガジン	
"	23 007	今夜だけはあなたの女になりたいの	2011年12月25日発行	三和出版株式会社	
"	23 008	すんごい美女限定!極上OL STYLE Vol.15	2012年2月16日発行	株式会社コアマガジン	
"	23 009	妹萌えラブ	2011年12月25日発行	株式会社ブレインハウス	
"	23 010	YOU ~幼~ YUZU 柚子	2012年1月19日	株式会社オークス	
"	23 011	WIFE 寒椿 ワイフ・カンツパキ	2012年1月20日発行	富士美出版株式会社	

"	23 012	ガチパン バイパンガチハメMAX vol 2	2012年 1月 19日	株 式 会 社 オ ー ク ス
"	23 013	美少女アニメパーフェクトガイド THE BEST	2012年 1月25日発行	マイウェイ出版株式会社
"	23 014	COMICペンギンクラブ山賊版	平成24年 2月 1日発行	辰 巳 出 版 株 式 会 社
"	23 015	漫画ボン	平 成 24 年 2 月 号	株 式 会 社 大 都 社
"	23 016	COMIC LO	2012年 3月21日発行	株 式 会 社 茜 新 社
"	23 017	Comi c人妻熟女ざかり	平成24年 1月21日発売	株 式 会 社 メ デ ィ ア ッ ク ス
"	23 018	背徳人妻 火遊び失楽園	2012年 2月 1日	株 式 会 社 ぶ ん か 社
"	23 019	愛の体験 specialデラックス	2011年12月28日発行	株 式 会 社 竹 書 房
"	23 020	DVDルージュ	平成24年 2月 1日発行	サニ ー 出 版 株 式 会 社
DVD	23 021	イカせ痴漢トランス 風間ゆみ	S M A - 301	株 式 会 社 マ ル ク ス 兄 弟
"	23 022	Aクラスモデル12人の超過激なセックス Eトコどり 総集編	S I L S P E - 002	s i l v i a
"	23 023	お姉さんが癒してあげる～やさしく囁かれて～	M O Y - 01	桃 猫 の 手
"	23 024	鬼畜凌辱メス調教 紅葉紅葉	N W F - 004	株 式 会 社 ワ ン ズ フ ァ ク ト リ ー
"	23 025	狂乱 中出し狂vol 4	D K I S - 04	寄 精 注
"	23 026	巨乳痴漢秘劇場 禁断の課外実習	T S D V - 60015	「巨乳痴漢秘劇場」制作委員会
"	23 027	近親相姦 父に犯(中出し)される姉妹 未成熟な姉妹を犯す鬼畜親父	J U M P - 2259	下 品 屋
"	23 028	決して許されない行為 娘(マリ)の友達と援交する48歳の父	M T E D - 007	変 態 工 口 父 隊
"	23 029	THE猥褻職場 制服痴女OL 三浦亜沙妃	N W F - 039	株 式 会 社 ワ ン ズ フ ァ ク ト リ ー
"	23 030	社長秘書は痴女 淫語とゴックンの誘惑 大空あかね	W F - 190	株 式 会 社 ワ ン ズ フ ァ ク ト リ ー
"	23 031	J K・女子校生の放課後 センズリお手伝い 手コキ編①	J K F I - 001	A F R O F I L M
"	23 032	女子大性活 VOL 02	D G J - 02	春 風 堂
"	23 033	新 性感アロマ隠撮	S A T D - 1	S A J I
"	23 034	前略宮崎家様 禁断なる変態一族	A V - 02	S o u t h P o r t
"	23 035	溜池ゴローのうれごろ日記 玉置まりあ	M I - 015	ミ ル
"	23 036	痴漢ファック・イン電車【コレクション】	D V R - 38	株 式 会 社 ワ イ ル ド サ イ ド
"	23 037	中出し了解 大塚咲	N N N - 015	オ ブ ス
"	23 038	BANQUISH47	B A N - 047	A V A N T G A R D E
"	23 039	美人で評判!! 憧れの隣の奥さん 2	K B T O - 03	黒 猫 の 手
"	23 040	本番高級デリヘル嬢 VOL 04 小鳥遊恋	V I P S - 04	ビ ッ プ ス

○愛媛県告示第238号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成24年5月1日から施行し、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（平成19年6月愛媛県告示第1128号）は、平成24年4月30日限り廃止する。ただし、同年5月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、C₀₀、C_{ci}、C_{cj}、C_n、C_{0n}、C_{ni}、C_p、C_{0p}及びC_{pi}の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、同日から平成26年3月31日までの間は、なお従前の例による。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 化学的酸素要求量に係る総量規制基準

(1) 適用する工場又は事業場

適用する工場又は事業場は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。）第5条第1項に規定する区域のうち、愛媛県の区域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下1において「指定地域内事業場」という。）とする。

(2) 総量規制基準

化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される汚濁負荷量とする。

1	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出（以下「許可の申請等」という。）がされたものを含む。）（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
2	昭和55年7月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）が設置され、又は特定施設の構造等が変更された指定地域内事業場及び当該特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。）（次項から22の項までに掲げるものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{00} \cdot Q_{00}) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。）の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
4	昭和56年改正政令の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）のうち、同日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{00} \cdot Q_{00}) \times 10^{-3}$
5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。）の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
6	昭和57年改正政令の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）のうち、同日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{00} \cdot Q_{00}) \times 10^{-3}$
7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。）の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
8	昭和63年改正政令の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）のうち、同日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{00} \cdot Q_{00}) \times 10^{-3}$
9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
10	平成2年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年4月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成2年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{00} \cdot Q_{00}) \times 10^{-3}$

11	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第240号。以下「平成3年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
12	平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年10月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成3年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_j \cdot Q_j + C_{00} \cdot Q_{00}) \times 10^{-3}$
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号。以下「平成9年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
14	平成9年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成9年12月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成9年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_j \cdot Q_j + C_{00} \cdot Q_{00}) \times 10^{-3}$
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
16	平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年6月17日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成10年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_j \cdot Q_j + C_{00} \cdot Q_{00}) \times 10^{-3}$
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
18	平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年3月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成11年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_j \cdot Q_j + C_{00} \cdot Q_{00}) \times 10^{-3}$
19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成12年政令第391号。以下「平成12年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
20	平成12年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年10月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成12年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_j \cdot Q_j + C_{00} \cdot Q_{00}) \times 10^{-3}$
21	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
22	平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成13年7月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成13年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_j \cdot Q_j + C_{00} \cdot Q_{00}) \times 10^{-3}$

備考 この表の右欄に掲げる式において、 L_c 、 C_c 、 Q_c 、 C_j 、 C_i 、 C_{00} 、 Q_j 、 Q_i 及び Q_{00} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_c 指定地域内事業場が属する別表第1業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表化学的酸素要求量(1)の欄に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_c 特定排水（排水のうち、指定地域内事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。）の量（単位 1日につき立方メートル）

C_j 指定地域内事業場が属する別表第1業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表化学的酸素要求量(3)の欄に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_i 指定地域内事業場が属する別表第1業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表化学的酸素要求量(2)の欄に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{00} C_c と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_j 平成3年7月1日（12の項にあっては同年10月1日、14の項にあっては平成9年12月1日、16の項にあっては平成10年6月17日、18の項にあっては平成12年3月1日、20の項にあっては同年10月1日、22の項にあっては平成13年7月1日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排水の量）（単位 1日につき立方メートル）

Q_i 昭和55年7月1日（4の項にあっては昭和57年7月1日、6の項にあっては昭和58年1月1日、8の項にあっては昭和63年10月1日、10の項にあっては平成3年4月1日）から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排水の量（ Q_j を除く。））（単位 1日につき立方メートル）

Q_{00} 特定排水の量（ Q_j 及び Q_i を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

2 窒素含有量に係る総量規制基準

(1) 適用する工場又は事業場

適用する工場又は事業場は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号ルに掲げる区域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）とする。

(2) 総量規制基準

窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される汚濁負荷量とする。

1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）（次項に掲げるものを除く。）	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更された指定地域内事業場及び当該特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。）	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_m \cdot Q_m) \times 10^{-3}$

備考 この表の右欄に掲げる式において、 L_n 、 C_n 、 Q_n 、 C_{ni} 、 C_m 、 Q_{ni} 及び Q_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_n 指定地域内事業場が属する別表第2業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表窒素含有量(1)の欄に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_n 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

C_{ni} 指定地域内事業場が属する別表第2業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表窒素含有量(2)の欄に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_m C_n と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_{ni} 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

Q_m 特定排出水の量（ Q_{ni} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

3 りん含有量に係る総量規制基準

(1) 適用する工場又は事業場

適用する工場又は事業場は、指定地域内事業場とする。

(2) 総量規制基準

りん含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される汚濁負荷量とする。

1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）（次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更された指定地域内事業場及び当該特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。）	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{p0} \cdot Q_{p0}) \times 10^{-3}$

備考 この表の右欄に掲げる式において、 L_p 、 C_p 、 Q_p 、 C_{pi} 、 C_{p0} 、 Q_{pi} 及び Q_{p0} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_p 指定地域内事業場が属する別表第3業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表りん含有量(1)の欄に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_p 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

C_{pi} 指定地域内事業場が属する別表第3業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表りん含有量(2)の欄に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{p0} C_p と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_{pi} 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

Q_{p0} 特定排出水の量（ Q_{pi} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

別表第1(1関係)

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 〔単位 1リットル につきミリグラム〕			備 考
		(1)	(2)	(3)	
2	畜産農業	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となった場合にあっては、特定排出水の量)を除く特定排出水の量(以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。)にあっては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、30とする。
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30	
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	50	30	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	30	20	
12	冷凍水産物製造業	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	60	30	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味噌製造業	70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	
19	うま味調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業	40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	30	30	20	
26	生菓子製造業	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業	40	40	40	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30	
30	植物油脂製造業	40	40	30	
31	動物油脂製造業	40	40	30	
32	食用油脂加工業	40	40	30	

33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40	
35	麺類製造業	30	30	30	
37	豆腐・油揚製造業	30	30	30	
38	あん類製造業	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	50	20	20	
40	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30	
41	清涼飲料製造業	30	20	20	
42	果実酒製造業	30	30	30	
43	ビール製造業	30	30	30	
44	清酒製造業	30	30	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20	
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20	
47	配合飼料製造業	20	20	20	
48	単体飼料製造業	20	20	20	
49	有機質肥料製造業	20	20	20	
50	たばこ製造業	30	20	20	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	30	30	30	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。）で整毛工程に係るもの	80	80	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	40	40	30	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	60	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	50	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	

67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	30	30	30	接着機洗浄水を循環するものによっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。
75	木材薬品処理業	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	140	130	120	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものによっては、化学的酸素要求量 ⁽¹⁾ の欄の値は、80とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	50	40	40	

87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	(1) 日平均排水量30,000立方メートル以上のもの	30	20	20	
		(2) 日平均排水量30,000立方メートル未満のもの	50	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	(1) 日平均排水量30,000立方メートル以上のもの	40	40	40	
		(2) 日平均排水量30,000立方メートル未満のもの	60	40	40	
89	機械すき和紙製造業		60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量 ⁽¹⁾ の欄の値は、70とする。
90	手すき和紙製造業		90	90	80	
91	塗工紙製造業		20	20	20	
92	段ボール製造業		40	40	40	
93	重包装紙袋製造業		70	70	70	
94	セロファン製造業		40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業		40	40	40	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）		30	30	30	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		50	50	50	
101	製版業		50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業		30	30	30	
103	複合肥料製造業		30	30	30	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）		30	30	30	
105	ソーダ工業		20	20	20	
106	電炉工業		20	20	20	
107	無機顔料製造業		20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）		20	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		60	60	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。

					(3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (2) クロロブレンゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	40	40	
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コーラタール製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。

					(2) クロロブレンゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。

149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
154	なめし革製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	砕石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20	
172	うわ薬製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	20	20	20	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	

185	引抜鋼管製造業	10	10	10	
186	伸線業	10	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	
193	鍛工品製造業	10	10	10	
194	鋳鋼製造業	10	10	10	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
200	非鉄金属製造業	10	10	10	
201	電気めっき業	40	40	40	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
203	一般機械器具製造業	10	10	10	
204	電子回路製造業	20	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	10	10	10	
206	輸送用機械器具製造業	10	10	10	
207	精密機械器具製造業	10	10	10	
208	ガス製造工場	20	20	20	
209	下水道業	20	20	20	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、15、15とする。
210	空瓶卸売業	30	20	20	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	30	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30	
213	飲食店	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量 ⁽¹⁾ 及び ⁽²⁾ の欄の値は、30とする。
214	宿泊業	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量 ⁽¹⁾ 及び ⁽²⁾ の欄の値は、30とする。
215	リネンサプライ業	40	40	30	

216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	30		
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	60	60	60		
219	自動車整備業	20	20	20		
220	病院	30	30	30		
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	30	30	業種その他の区分の欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25とする。	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	50	50	30	(1) 昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、40とする。 (2) 平成18年2月1日以後に設置したのものにあつては、化学的酸素要求量 ⁽¹⁾ 及び ⁽²⁾ の欄の値は、30とする。	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	30	20	(1) 日平均排水量が3,000立方メートル未満のもの（ ⁽³⁾ に掲げるものを除く。）にあつては、化学的酸素要求量 ⁽¹⁾ の欄の値は、50とする。 (2) 昭和62年6月30日以前に設置されたもの（ ⁽³⁾ に掲げるものを除く。）にあつては、化学的酸素要求量 ⁽²⁾ の欄の値は、40とする。 (3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、10とする。	
224	ごみ処理業	30	30	30		
225	廃油処理業	20	20	20		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	20		
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40		
228	と畜場	40	40	40		
229	中央卸売市場	20	20	20		
230	地方卸売市場	20	20	20		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2に掲げるものをいう。）	20	20	20		
232	前各項に分類されないもの	(1) 金属鉱業に係るもの	10	10	10	
		(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	30	30	30	
		(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10	10	
		(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	10	10	10	
		(5) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル以上のもの）	30	30	30	
		(6) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル未満のもの）	50	50	40	

	(7) (1)から(6)までに分類 されないもの	10	10	10	
--	-----------------------------	----	----	----	--

別表第2 (2 関係)

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 〔 単位 1 リットル につきミリグラム 〕		備 考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	15	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	30	10	
6	乳製品製造業	20	10	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	45	10	
12	冷凍水産物製造業	45	10	
13	冷凍水産食品製造業	45	10	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	45	10	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10	
16	野菜漬物製造業	20	10	
17	味そ製造業	20	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	10	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	20	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	20	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	10	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	20	10	
26	生菓子製造業	20	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	20	10	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
30	植物油脂製造業	20	10	
31	動物油脂製造業	20	10	
32	食用油脂加工業	20	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	

34	穀類でんぷん製造業	20	10	
35	麺類製造業	20	10	
37	豆腐・油揚製造業	30	10	
38	あん類製造業	20	10	
39	冷凍調理食品製造業	30	10	
40	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10	
41	清涼飲料製造業	20	10	
42	果実酒製造業	20	10	
43	ビール製造業	20	10	
44	清酒製造業	20	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10	
46	インスタントコーヒー製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	20	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	
50	たばこ製造業	20	10	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	20	10	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。）で整毛工程に係るもの	20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	20	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	25	10	綿織物 ^{めん} 捺染工程 ^{なつ} にあつては、窒素含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、60とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10	

67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	20	10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナークランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセメケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセメケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセメケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	20	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	20	10	

87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10	
89	機械すき和紙製造業	20	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	20	10	
101	製版業	20	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニア製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (3) 尿素製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1,500、1,100とする。
103	複合肥料製造業	15	10	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	15	10	
105	ソーダ工業	15	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	10	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程においては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	15	10	
118	コールタール製品製造業	800	800	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程においては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (3) メラミン製造工程においては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
129	塗料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）においては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。

132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
147	石油精製業	20	10	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
149	コークス製造業	600	400	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	10	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	
154	なめし革製造業	20	10	
155	毛皮製造業	20	10	
156	板ガラス製造業	20	10	
157	板ガラス加工業	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
165	生コンクリート製造業	20	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	
168	黒鉛電極製造業	20	10	
169	砕石製造業	20	10	

170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	10	
172	うわ薬製造業	20	10	
173	高炉による製鉄業	15	10	(1) コークス製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
183	伸鉄業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
185	引抜鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	

196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	
198	鉄粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業	20	10	
201	電気めっき業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	(1) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。 (2) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
203	一般機械器具製造業	20	10	
204	電子回路製造業	20	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	20	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
206	輸送用機械器具製造業	20	10	自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
207	精密機械器具製造業	20	10	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては、窒素含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、30とする。
208	ガス製造工場	20	10	
209	下水道業	25	15	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10とする。 (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
210	空瓶卸売業	25	15	
211	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。）	25	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	15	
213	飲食店	25	15	
214	宿泊業	25	15	
215	リネンサプライ業	25	15	

216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	25	15		
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	25	15		
219	自動車整備業	25	15		
220	病院	25	15		
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	20	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	40	20	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	25	15	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。	
224	ごみ処理業	25	15		
225	廃油処理業	25	15		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	40	20		
227	死亡獣畜取扱業	25	15		
228	と畜場	25	15		
229	中央卸売市場	25	15		
230	地方卸売市場	25	15		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2に掲げるものをいう。）	25	15		
232	前各項に分類されないもの	(1) 金属鉱業に係るもの	10	10	
		(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	20	10	
		(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10	
		(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	10	10	
		(5) 生活排水に係るもの （日平均排水量400立方メートル以上のもの）	30	20	
		(6) 生活排水に係るもの （日平均排水量400立方メートル未満のもの）	40	20	
		(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	

別表第3 (3関係)

整理 番号	業種その他の区分	りん含有量 〔 単位 1リットル につきミリグラム 〕		備 考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	8	8	
3	天然ガス鉱業	2	1	
4	非金属鉱業	1.5	1.5	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	4	1	
6	乳製品製造業	5	1	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	8	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	
9	寒天製造業	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	3	1.5	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	
13	冷凍水産食品製造業	4	1	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	4	1.5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	4	1.5	
16	野菜漬物製造業	3	1.5	
17	味そ製造業	4	1.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	1.5	
19	うま味調味料製造業	3	1.5	
20	ソース製造業	3	1.5	
21	食酢製造業	3	1.5	
22	砂糖精製業	3	1.5	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5	
24	小麦粉製造業	3	1.5	
25	パン製造業	3	1.5	
26	生菓子製造業	6	1	
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1.5	
28	米菓製造業	3	1.5	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	3	1.5	
30	植物油脂製造業	4	1.5	
31	動物油脂製造業	2	1	
32	食用油脂加工業	3	1.5	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	1.5	
34	穀類でんぷん製造業	3	1.5	
35	麺類製造業	3	1.5	

37	豆腐・油揚製造業	5	1	
38	あん類製造業	5	1	
39	冷凍調理食品製造業	8	1	
40	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	4	1.5	
41	清涼飲料製造業	3	1.5	
42	果実酒製造業	3	1.5	
43	ビール製造業	3	1.5	
44	清酒製造業	3	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	3	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業	3	1.5	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業	2	1	
49	有機質肥料製造業	2	1	
50	たばこ製造業	2	1	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	2	1	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。）で整毛工程に係るもの	2	1	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	2	1	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	5	1	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	1	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	1	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	

69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	2	1	
75	木材薬品処理業	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	2	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	2	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナークランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	2	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	2	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	2	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	2	1	

88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1	
89	機械すき和紙製造業	2	1	
90	手すき和紙製造業	2	1	
91	塗工紙製造業	2	1	
92	段ボール製造業	2	1	
93	重包装紙袋製造業	2	1	
94	セロファン製造業	2	1	
95	乾式法による繊維板製造業	2	1	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	2	1	
101	製版業	2	1	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	
103	複合肥料製造業	2	1	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
105	ソーダ工業	2	1	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	2	1	
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	2	1	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	2	1	

118	コールタール製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6 5、4とする。
120	プラスチック製造業	2	1	
121	合成ゴム製造業	2	1	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
129	塗料製造業	2	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、4とする。
132	医薬品製剤製造業	2	1	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	
136	火薬類製造業	2	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	2	1	
143	写真感光材料製造業	2	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
147	石油精製業	2	1	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	2	1	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	

154	なめし革製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	2	1	
157	板ガラス加工業	2	1	
158	ガラス製加工素材製造業	2	1	
159	ガラス容器製造業	2	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	2	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2	1	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
165	生コンクリート製造業	2	1	
166	コンクリート製品製造業	2	1	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
168	黒鉛電極製造業	2	1	
169	砕石製造業	2	1	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	2	1	
172	うわ葉製造業	2	1	
173	高炉による製鉄業	2	1	
175	フェロアロイ製造業	2	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	2	1	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	2	1	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	2	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	1	
182	鋼管製造業	2	1	
183	伸鉄業	2	1	
184	磨棒鋼製造業	2	1	
185	引抜鋼管製造業	2	1	
186	伸線業	2	1	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	1	
189	めっき鋼管製造業	2	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	1	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
192	鍛鋼製造業	2	1	

193	鍛工品製造業	2	1	
194	鋳鋼製造業	2	1	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	2	1	
196	鋳鉄管製造業	2	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	2	1	
198	鉄粉製造業	2	1	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
200	非鉄金属製造業	2	1	
201	電気めっき業	2	1	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、4とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	(1) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、4とする。 (2) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、8とする。
203	一般機械器具製造業	2	1	
204	電子回路製造業	2	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、6とする。
206	輸送用機械器具製造業	2	1	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、4とする。
207	精密機械器具製造業	2	1	
208	ガス製造工場	2	1	
209	下水道業	2	1.5	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。 (2) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。）にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、2とする。
210	空瓶卸売業	4	2	
211	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。）	4	2	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	2	
213	飲食店	4	2	
214	宿泊業	4	2	
215	リネンサプライ業	5	1	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	5	1	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	4	2	

219	自動車整備業	4	2		
220	病院	4	2		
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	4	2	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	4	2	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	3	1	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、2とする。	
224	ごみ処理業	4	2		
225	廃油処理業	4	2		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	4	1		
227	死亡獣畜取扱業	4	2		
228	と畜場	4	2		
229	中央卸売市場	4	2		
230	地方卸売市場	4	2		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2に掲げるものをいう。）	4	2		
232	前各項に分類されないもの	(1) 金属鉱業に係るもの	1	1	
		(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	5	1	
		(3) 石こう製品製造業に係るもの	1	1	
		(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	1	1	
		(5) 生活排水に係るもの （日平均排水量400立方メートル以上のもの）	5	2	
		(6) 生活排水に係るもの （日平均排水量400立方メートル未満のもの）	5	2	
		(7) (1)から(6)までに分類されないもの	1	1	

○愛媛県告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
しんぐう薬局	合同会社エンジェルファミリー	四国中央市新宮町新宮50	平成24年 1月1日
イオン薬局今治店	イオンリテール株式会社	今治市馬越町4-8-1	平成24年 1月15日
クオール薬局今治店	クオール株式会社	今治市北宝来町2-2-1	平成24年 2月1日

○愛媛県告示第240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
ユニット型地域密着型介護老人福祉施設うみかせ	社会福祉法人三恵会	新居浜市阿島一丁目7-20	平成23年 11月1日

○愛媛県告示第241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターしまなみ	今治市波止浜11番28号	平成23年12月1日
社会福祉法人三恵会	新居浜市西の土居町2-8-12	ユニット型短期入所生活介護事業所うみかせ	新居浜市阿島一丁目7-20	平成24年 1月10日
社会福祉法人三恵会	新居浜市西の土居町2-8-12	グループホームかがやき	新居浜市阿島一丁目7-20	平成24年 1月10日
株式会社スターライフ	今治市上徳一丁目7番38号	デイサービス真	今治市上徳一丁目7番40号	平成24年 1月11日
医療法人弘仁会	西条市三津屋南9番10	ショートステイたらちね	西条市三津屋南9番10	平成24年 1月17日
西宇和農業協同組合	西予市三瓶町垣生字前新地丙11-1	J Aにしようわデイサービスセンターだんだん三瓶	西予市三瓶町垣生字前新地11-1	平成24年 1月17日

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
訪問療養マッサージモみじ	株式会社2TOP	今治市延喜甲244-1-203号	平成23年 10月1日
白石鍼灸院	白 石 進	西条市三津屋78-13	平成24年 1月1日
たんぼ鍼灸院	三 谷 由紀子	四国中央市三島中央3-4-2	平成24年 1月4日

○愛媛県告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
兵 頭 内 科	医療法人社団兵頭内科	伊予郡松前町大字筒井字中須賀335番地	平成19年 2月19日
さくら歯科医院	長谷川 淳	伊予郡松前町大字大間165番地	平成21年 10月15日
なんかい歯科医院	宮 田 大 司	伊予郡松前町大字大間165番地	平成23年 3月1日
中谷歯科医院	中 谷 正	今治市松本町三丁目5-11	平成23年 12月21日
岸 本 医 院	岸 本 好 雄	東温市北方川上2207	平成23年 12月27日
しんぐう薬局	株式会社スエトップ	四国中央市新宮町新宮50	平成23年 12月31日

有限会社ケア・サポート太陽	南宇和郡愛南町御荘平城1625番地1	太陽デイサービス	南宇和郡愛南町御荘平城4578番地	平成24年 1月18日
株式会社宮田建設	宇和島市朝日町四丁目 3番25号	ホームヘルパーステーションあおい	宇和島市伊吹町甲1226番地 1	平成24年 2月 1日
株式会社宮田建設	宇和島市朝日町四丁目 3番25号	あおいデイサービスセンター	宇和島市伊吹町甲1226番地 1	平成24年 2月 1日
社会福祉法人愛美会	四国中央市上分町乙 8番地 2	ケアハウス虹の里	四国中央市上分町乙 8 - 73	平成24年 2月 1日

○愛媛県告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社ケアサービスみどり	今治市八町西二丁目 6番21号	有限会社ケアサービスみどり	今治市八町西二丁目 6番21号	平成23年12月 1日

○愛媛県告示第245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人順天会	今治市北日吉町一丁目10番50号	第一訪問看護ステーションかどれあ	今治市北日吉町 1 - 19 - 15	平成23年10月 1日
医療法人聖ルカ会	今治市別宮町 3 - 7 - 8	老人保健施設さくら苑	今治市別宮町 3 - 7 - 17	平成23年11月 1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	ニチイケアセンターしまなみ	今治市波止浜11番28号	平成23年12月 1日
有限会社タカハシ	八幡浜市1510 - 53	有限会社タカハシ指定訪問介護ステーションももたろう	八幡浜市1510 - 53	平成24年 1月 1日
社会福祉法人三恵会	新居浜市西の土居町 2 - 8 - 12	ユニット型短期入所生活介護事業所うみかぜ	新居浜市阿島一丁目 7 - 20	平成24年 1月10日
社会福祉法人三恵会	新居浜市西の土居町 2 - 8 - 12	グループホームかがやき	新居浜市阿島一丁目 7 - 20	平成24年 1月10日
株式会社スターライフ	今治市上徳一丁目 7番38号	デイサービス真	今治市上徳一丁目 7番40号	平成24年 1月11日
医療法人弘仁会	西条市三津屋南 9番10	ショートステイたらちね	西条市三津屋南 9番10	平成24年 1月17日
西宇和農業協同組合	西予市三瓶町垣生字前新地丙11 - 1	J Aにしようわデイサービスセンターだんだん三瓶	西予市三瓶町垣生字前新地11 - 1	平成24年 1月17日
有限会社ケア・サポート太陽	南宇和郡愛南町御荘平城1625番地1	太陽デイサービス	南宇和郡愛南町御荘平城4578番地	平成24年 1月18日

株式会社宮田建設	宇和島市朝日町四丁目 3番25号	ホームヘルプステーション あおい	宇和島市伊吹町甲1226番地 1	平成24年 2月 1日
株式会社宮田建設	宇和島市朝日町四丁目 3番25号	あおいデイサービスセンター	宇和島市伊吹町甲1226番地 1	平成24年 2月 1日
社会福祉法人愛美会	四国中央市上分町乙 8番地 2	ケアハウス虹の里	四国中央市上分町乙 8 - 73	平成24年 2月 1日

○愛媛県告示第246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
ベストケア株式会社	（変更後） 松山市中村 2丁目 7番33号	ベストケア・デイサービスセンター松前	伊予郡松前町北黒田242番地 5号	平成22年 1月 1日
	（変更前） 松山市北条辻610 - 15			
ベストケア株式会社	（変更後） 松山市中村 2丁目 7番33号	ベストケア・デイサービスセンターいずみ	新居浜市星原町12番46号	平成22年 1月 1日
	（変更前） 松山市北条辻610 - 15			

○愛媛県告示第247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社テクノメディカル	今治市高市甲419番地 1	テクノハート	（変更後） 今治市喜田村五丁目 7番27号	平成23年 1月21日
			（変更前） 今治市新谷甲787番地 5	

○愛媛県告示第248号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定福祉用具販売事業者）の特定福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社テクノメディカル	今治市高市甲419番地 1	テクノハート	（変更後） 今治市喜田村五丁目 7番27号	平成23年 1月21日
			（変更前） 今治市新谷甲787番地 5	

○愛媛県告示第249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予防事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
ベストケア株式会社	（変更後） 松山市中村2丁目7番33号	ケアフィット松前	伊予郡松前町北黒田242番地 1号	平成22年1月1日
	（変更前） 松山市北条辻610-15			
ベストケア株式会社	（変更後） 松山市中村2丁目7番33号	ベストケア・デイサービスセ ンター松前	伊予郡松前町北黒田242番地 5号	平成22年1月1日
	（変更前） 松山市北条辻610-15			
ベストケア株式会社	（変更後） 松山市中村2丁目7番33号	ベストケア・デイサービスセ ンターいずみ	新居浜市星原町12番46号	平成22年1月1日
	（変更前） 松山市北条辻610-15			

○愛媛県告示第250号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予防事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社テクノメディカル	今治市高市甲419番地1	テクノハート	（変更後） 今治市喜田村五丁目7番27号	平成23年1月21日
			（変更前） 今治市新谷甲787番地5	

○愛媛県告示第251号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定介護 予防福祉用具販売 事業者）の名称	主たる事務所の 所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社テクノメディカル	今治市高市甲419番地1	テクノハート	（変更後） 今治市喜田村五丁目7番27号	平成23年1月21日
			（変更前） 今治市新谷甲787番地5	

○愛媛県告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社ふじ	新居浜市久保田町一丁目8番12号	デイサービスセンター「デイサン」	新居浜市久保田町一丁目8番12号	平成23年12月1日

○愛媛県告示第253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社ふじ	新居浜市久保田町一丁目8番12号	デイサービスセンター「デイサン」	新居浜市久保田町一丁目8番12号	平成23年12月1日

○愛媛県告示第254号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813510066	株式会社ひふみ	伊予郡砥部町重光159番地1	宮 竹 勝 也	居宅介護	ひふみ訪問介護	伊予郡砥部町重光159番地1	平成24年 1月16日
3813510066	株式会社ひふみ	伊予郡砥部町重光159番地1	宮 竹 勝 也	重度訪問介護	ひふみ訪問介護	伊予郡砥部町重光159番地1	平成24年 1月16日
3813510066	株式会社ひふみ	伊予郡砥部町重光159番地1	宮 竹 勝 也	行動援護	ひふみ訪問介護	伊予郡砥部町重光159番地1	平成24年 1月16日
3813510066	株式会社ひふみ	伊予郡砥部町重光159番地1	宮 竹 勝 也	同行援護	ひふみ訪問介護	伊予郡砥部町重光159番地1	平成24年 1月16日
3810100176	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9	齊 藤 正 俊	同行援護	ニチイケアセンターやまごえ	松山市山越6丁目7-20	平成24年 2月1日
3810101505	特定非営利活動法人さなえ	松山市一番町1丁目14番地7	小 川 純 人	就労継続支援B型	さなえファーム一番町	松山市一番町1丁目9-15	平成24年 2月1日
3810101505	特定非営利活動法人さなえ	松山市一番町1丁目14番地7	小 川 純 人	就労継続支援B型	さなえファーム鷹子	松山市鷹子1145番地2	平成24年 2月1日
3813400011	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	森 永 進	同行援護	久万高原町社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	平成24年 2月1日

○愛媛県告示第255号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届 出 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
3810200323	合資会社らくらく介護	今治市常盤町二丁目7番地3	眞 部 隆 文	居宅介護	らくらく	今治市矢田甲774番地1	今治市常盤町二丁目7番地3	平成24年 1月19日
3810200323	合資会社らくらく介護	今治市常盤町二丁目7番地3	眞 部 隆 文	重度訪問介護	らくらく	今治市矢田甲774番地1	今治市常盤町二丁目7番地3	平成24年 1月19日

3810200323	合資会社らくらく 介護	今治市常盤町二丁 目7番地3	眞 部 隆 文	同行援護	らくらく	今治市矢田甲774 番地1	今治市常盤町二丁 目7番地3	平成24年 1月19日
------------	----------------	-------------------	---------	------	------	------------------	-------------------	----------------

○愛媛県告示第256号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者を指定した。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 相 談 支 援 事 業 者			指 定 相 談 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	
3831300276	特定非営利活動法人今人 倶楽部	四国中央市土居町小林1785 番地1	鈴 木 太	権利擁護センターPan dA-四	四国中央市三島宮川二丁 目2-6	平成24年 2月1日
3831300284	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大町2005 番の1	武 村 志 延	四国中央市そうだんさば ーとセンター	四国中央市三島宮川2- 4-2	平成24年 2月10日

○愛媛県告示第257号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

松山市米野町乙184の13から乙184の29まで（以上17筆国有林。）、乙177の11・乙177の16から乙177の18まで・乙178の22から乙178の28まで・乙180の33・乙180の43・乙183の1・乙184の1（以上15筆について次の図に示す部分に限る。）、乙177の1から乙177の10まで、乙177の12、乙177の13、乙177の15、乙177の19から乙177の29まで、乙178の1から乙178の21まで、乙178の29から乙178の51まで、乙179の2から乙179の71まで、乙180の2から乙180の

32まで、乙180の34から乙180の42まで、乙180の44から乙180の46まで、乙184の6から乙184の12まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第258号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 日 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所 の 所 在 地	営業の停 止を命じ た年月日	停 止 を 命 じ た 囲 営 業 の 範 囲	営業の停止を 命じた期間	営業の停止を命ずる 原因となった事実
(特-19) 第001781号	平成19年 8月2日	株式会社 中野工務 店	中野 博正	松山市河野中須賀 314番地の1	平成24年 2月22日	建設業の営業のうち、公共工事に 係るもの及び補助金等の交付 を受けている民間工事に係るもの 注1 「公共工事」とは、国、 地方公共団体、法人税法 （昭和40年法律第34号）別 表第1に掲げる公共法人 （地方公共団体を除く。） 又は建設業法施行規則（昭 和24年建設省令第14号）第 18条に規定する法人が発注 者である建設工事及び民間 資金等の活用による公共施 設等の整備等の促進に関す る法律（平成11年法律第117 号）第2条第2項に規定す る特定事業に係る建設工事 をいう。 2 「民間工事」とは、公共 工事以外の建設工事をいう。 3 「補助金等」とは、補助 金等に係る予算の執行の適 正化に関する法律（昭和30 年法律第179号）第2条第 1項に規定する補助金等及 び同条第4項に規定する間 接補助金等並びに地方公共 団体の交付する給付金でこ れらに類するものをいう。	平成24年2月 28日から 平成25年2月 27日まで （366日間）	株式会社中野工務店の元 代表取締役等は、松山市 が発注する公共工事に関 して、元松山市職員に対 し、入札情報の提供の見 返りに現金を供与したこ とで、地方公務員法違反 と贈賄の罪により、平成 24年1月16日に懲役8月 執行猶予3年の判決を受 け、同年1月31日に刑が 確定した。

○愛媛県告示第259号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、長浜港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
護 岸	大洲市長浜甲1015番4の地先	延長 114.00メートル
護 岸	同 上	延長 60.00メートル
護 岸	同 上	延長 30.00メートル
護 岸	同 上	延長 24.00メートル
護 岸	同 上	延長 18.00メートル
物 揚 場	同 上	延長 50.00メートル 水深 1.80メートル
物 揚 場	同 上	延長 240.00メートル 水深 1.80メートル
船 揚 場	同 上	延長 50.00メートル 水深 1.80メートル

道 路	同 上	延長 245.00メートル 幅員 9.75メートル
道 路	同 上	延長 345.00メートル 幅員 8.00～9.75メートル
荷さばき地	同 上	面積 5,647.00平方メートル
荷さばき地	同 上	面積 9,148.00平方メートル
野 積 場	同 上	面積 757.00平方メートル
野 積 場	同 上	面積 758.00平方メートル
野 積 場	同 上	面積 758.00平方メートル
野 積 場	同 上	面積 759.00平方メートル
野 積 場	同 上	面積 802.00平方メートル
野 積 場	同 上	面積 840.00平方メートル
緑 地	同 上	面積 19,902.00平方メートル

○愛媛県告示第260号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第 71号	松山市東石井六丁目11番32号	松田 ツル子	松山市東石井六丁目11番32号	平成24年 2月15日

○愛媛県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	194号	西条市荒川字新田石乙98番7から 同字乙97番9まで	旧	メートル 18.0～45.5	キロメートル 0.090	
			新	32.0～51.5	0.090	
"	"	西条市中野字爪堀丙118番16	旧	10.5～15.5	0.052	
			新	15.5～31.0	0.052	
"	"	西条市中野字菖蒲谷丙85番24から 同字丙81番8まで	旧	15.5～34.5	0.115	
			新	17.0～48.0	0.115	

○愛媛県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	194号	西条市荒川字新田石乙98番7から 同字乙97番9まで	平成24年 2月28日
〃	〃	西条市中野字爪堀丙118番16	平成24年 2月28日
〃	〃	西条市中野字菖蒲谷丙85番24から 同字丙81番8まで	平成24年 2月28日

○愛媛県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市船屋字楠ノ木谷乙4番7	旧	メートル 37.0~45.5	キロメートル 0.089	
			新	37.0~91.0	0.089	

○愛媛県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市船屋字楠ノ木谷乙4番7	平成24年 2月28日

○愛媛県告示第265号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。
 平成24年 2月28日
 愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成24年 2月21日
- 3 指定道路の位置
四国中央市上柏町字松本478番1及び478番4の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 31.37メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第266号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。
 平成24年 2月28日
 愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成24年 2月21日
- 3 指定道路の位置
四国中央市金生町下分字休場2257番の一部及び2257番地先水路
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 34.76メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 2月16日	特定非営利活動法人いよ環境センター	本 田 眞 一	伊予郡松前町中川原811番地の1	この法人は、地域住民に対して、生活環境の改善及び福祉の増進に関する事業を行い、循環型社会の創造と地域の発展を目指し、公益に寄与することを目的とする。